

平成29年度

# 教育行政執行方針

厚岸町教育委員会



平成29年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

今日、グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化や価値観の多様化など社会の急速な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっております。先行き不透明な社会環境の中、学校教育においては、子供たち一人一人が夢や希望を持ち、志高く未来を創り出していく資質や能力を育むため、社会や多様な人々とのかかわりの中で知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成が強く求められています。

こうした中、国は、新しい時代の教育の実現に向けて、次期学習指導要領の改訂を中核に据えた教育改革を急速に進めています。

これらの社会情勢の変化や教育改革を受け、教育委員会といたしましては、厚岸町教育大綱に示された3つの基本方針である「自らの夢や希望を実現する教育の充実」「安心・安全な教育環境の整備と支援の充実」「生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興」に向け、具体的な取組を展開してまいります。

本年度の教育行政執行方針の策定にあたりましては、厚岸町教育大綱の他、関係する法令の趣旨及び平成28年度の教育行政執行方針の検証を踏まえ、本町の実情に応じた教育振興を図るべく、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

以下、本年度の主要な施策について申し上げます。

**第一は、学校教育の充実についてであります。**

学校教育におきましては、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえると

ともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、安心・安全な教育環境の下、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する学校づくりを基本方針として、次の7つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」であります。

「確かな学力」の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を通じて、思考力、判断力、表現力等を伸ばしていくことが重要であります。児童生徒の学力や学習状況を的確に把握し、授業改善の確立を図りながら「確かな学力」の育成に努めてまいります。そのための施策について申し上げます。

1点目は、授業改善と個別指導の充実についてであります。子供一人一人が主体的な学びを通して「わかる」「できる」を実感できるよう授業改善を図ってまいります。各教科の指導にあたっては、習熟度別少人数指導や複数の教員が役割を分担しながら授業を行うチームティーチングなど、個に応じた効果的な指導の充実に取り組んでまいります。

また、放課後や長期休業中での補充学習の充実を図り、一人一人が意欲を持って学習に取り組めるよう支援してまいります。さらに、各種学力調査結果の分析から、課題となる観点や領域を明らかにし、授業改善や学習習慣の確立を通して、基礎学力の定着と活用力の育成を図ってまいります。

2点目は、郷土の歴史・文化・産業・施設を生かした教育の推進であります。「厚岸音頭」の児童生徒への普及をはじめ、郷土の伝統文化を継承するとともに、厚岸町が有する豊かな自然、多様な産業、特

色ある教育・文化施設を積極的に活用し、地域の教育力を最大限に生かした教育活動を展開してまいります。

3点目は、教職員の資質向上についてであります。指導室及び教育局指導主事による学校教育指導や町立教育研究所と連携した「授業力向上研修会」の開催、校内研修の充実と学校外における各種研修会や講座等への参加促進及び職場への還元により、教えるプロとしての自覚と指導力の向上を図ってまいります。

また、子供への体罰など教職員に対する不祥事防止に向けた指導を徹底し、服務規律の厳正保持に努めてまいります。

さらに、教育委員会において研究校を指定し、公開研究授業・研究協議を通して、教員の授業力向上を図ってまいります。へき地・複式校につきましては、少人数指導のよさを生かした授業を展開するとともに、地域の持つ教育力を活用し「へき地」「小規模」「複式形態」の特性を生かした教育を推進してまいります。本年9月には、全道へき地複式教育研究大会釧路大会が太田小学校を会場に開催されます。昨年開催したプレ大会で得た多くの成果と課題を生かし、研究・運営の両面で支援してまいります。

4点目は、外国語教育の充実についてであります。平成32年度から実施予定の次期学習指導要領において、小学校3・4年生では外国語活動の導入、5・6年生では外国語の教科化が示されました。小中学校ともに、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方の育成が重視されることから、町内の教員に対し管内で実施している外国語教育研修会への参加を促すとともに、本年度も2名のALTを小中学校に派遣し、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養ってまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」であります。

児童生徒に、自他の生命や人権を尊重する心、思いやりの心、規範意識や公德心、自然を愛する心など、豊かな心を育むための施策について申し上げます。

1点目は、道徳教育の充実についてであります。道徳教育は、教育活動全体で行われるものであり、その要ともいえる道徳の時間が、平成30年度から「特別の教科 道徳」となり、教科として位置づけられます。すでに研修会等を通して準備が進められておりますが、道徳教育推進教師を中心に推進体制を確立し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる教育課程を編成いたします。また、道徳の授業について一層の充実に努めるとともに、保護者や地域に学習の様子や学校の取組を積極的に公開してまいります。

2点目は、子供の人間関係力を育む生徒指導の充実についてであります。各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、すべての子供たちが安心して生活できる環境を整備してまいります。今後も、「いじめ根絶に向けた一学校一運動」や「学級満足度調査」、「いじめ実態調査」などを継続実施して、互いに認め合い、思いやることのできる人間関係づくりに努めてまいります。

また、引き続きスクールカウンセラーを配置し効果的な活用を図ることで、学校の教育相談機能の充実を図り、児童生徒の心の成長を側面から支援してまいります。

3点目は、学校内外における体験活動の促進についてであります。豊かな体験活動は、思考や理解の基盤をつくり、自尊感情を獲得し、基礎体力を高めるとともに、豊かな人間性や価値観を形成し、主体的

に生きる力を育みます。特色ある教育施設や自然環境など本町の財産でもある「人」「もの」「こと」を活用した体験活動を積極的に推進してまいります。

重点の3は、「健康・安全に関する教育の推進」であります。

1点目は、防災教育の充実についてであります。子供たちの命を守ること、そして、子供たちに「生きぬく力」を育むことは学校教育における最大の責務であります。「厚岸町版津波防災教育のための手引き」を活用した小中9年間の防災教育を通して、自らの力で状況に応じた判断や行動をとり危機を回避する力を身に付けるとともに、高い防災意識を持たせるよう努めてまいります。また、引き続き火災や地震を想定した避難訓練、普通救命講習等を実施し、学校教育全体を通して体制整備に努めてまいります。

2点目は、安全面についてであります。学校の危機管理マニュアルの充実努めるとともに、交通安全教室の開催、自転車マナーの指導や防犯訓練を関係機関と連携の上計画的に実施し、予防指導に努めるとともに、教職員・保護者・地域関係者による街頭指導や通学路の安全点検などを継続してまいります。不審者から身を守るための指導と対策については、子供たちが適切に退避行動をとることができるよう指導を徹底してまいります。

また、ネット犯罪による被害防止や情報モラルの育成を図るため、警察や携帯電話会社から外部指導者を招聘し、防犯教室や講習会を実施いたします。

3点目は、健康面についてであります。児童生徒の健やかな成長を願い、歯の健康や喫煙・薬物乱用防止、食に関する指導、「早寝・早

起き・朝ごはん」運動を継続していくとともに、町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」と連携した中で取組を進めてまいります。

また、本町児童生徒の体力・運動能力については、全国調査や町内調査の結果から、小中学校ともに向上の兆しがみられています。各学校の体力向上の取組が効果的に図られていることから、今後も各校の「体力向上計画」に基づき年間を通した健康・体力づくりを推進していくとともに、家庭と連携を図り、日常生活の中で体力向上が図られるよう支援してまいります。

4点目は、学校給食についてであります。栄養バランスのとれた給食の提供により、成長期にある児童生徒の健康増進を図るとともに、アレルギーを持つ児童生徒には、アレルゲン除去食や代替食の提供を学校及び保護者と連携を図りながら適切に行い、安全で安心な学校給食の実施に努めます。

また、学校においては、担任と栄養教諭が連携し、子供たちに食事の重要性と楽しさ、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方、食物に対する正しい知識や理解の充実に努めるとともに、豊かな自然に恵まれた本町の地場産品を活用しながら、食物を大切にし、食物の生産などに関わる人々への感謝の心を育み、郷土に対する意識の高揚と、地域産業や食文化への学びに向けた食育に取り組んでまいります。

さらに、家庭における食育では、給食だよりによる継続的な情報発信や、学校行事を活用した親子給食などの実施により、食に関する啓発に努めてまいります。

重点の4は、「学校・家庭・地域・関係機関が連携した教育の推進」であります。

1点目は、開かれた学校づくりの推進についてであります。学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するには、学校、家庭、地域、関係機関等のつながりを大切にした学校づくりが重要であります。学校では、参観日や学校行事を積極的に公開するとともに、ホームページや学校だより等を通して情報の発信に努め、「外から見える学校づくり」を推進してまいります。教育委員会といたしましても町の広報媒体を通じて、教育行政や学校の教育活動を積極的に家庭・地域に発信してまいります。

さらに、学校評議員制度や学校関係者評価を活用し、家庭や地域の理解をいただきながら、学校運営の改善と充実を図り、信頼される学校づくりを推進するとともに、学校と地域がパートナーとして連携・協働する「コミュニティ・スクール」について、厚岸町の実態に応じた組織の導入を検討してまいります。

2点目は、家庭と連携した児童生徒の生活習慣の改善についてであります。「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力等調査」の他、町独自のアンケート調査の結果・分析をもとに、望ましい生活習慣の確立を図るため、積極的に情報提供に努めてまいります。特に、「ゲーム機や携帯電話・スマートフォンなどの情報端末機器の使い方・与え方」について、昨年度から家庭でのルールづくりが進んでおります。一方、家庭でのルールの内容や、ルールそのものが守られているのかが課題となっており、PTAと連携を図り、生活習慣の改善に向けた取組を進めてまいります。

3点目は、土曜日の有効活用であります。平成28年度は、子供た

ちに土曜日における学習機会を提供することを目的として、関係機関との調整を図り「土曜授業」を試行実施いたしました。保護者の多くは子供が土曜日を有意義に過ごすための環境の一つとして「土曜授業」は有効であったと捉えており、土曜授業等検討委員会の意見を踏まえ、平成29年度以降も改善を加えながら年3回を基本に土曜授業を実施してまいります。

重点の5は、「特別支援教育の充実」であります。

1点目は、個のニーズに対応する支援体制の充実についてであります。各学校における取組の交流や研修を通して教員の専門性を高めるとともに、校内支援体制のさらなる充実に努めてまいります。特に支援を要する児童生徒については、学級支援員の配置により、一人一人の実態に応じた教育支援を継続してまいります。

2点目は、関係機関との連携についてであります。教育委員会、学校並びに関係機関が一丸となり子供の状況把握に努めるとともに、厚岸町教育支援委員会の機能を生かし、就学に関する情報提供や相談の他、個別の教育支援計画作成にあたっての助言など、就学後も一貫した支援を行ってまいります。

また、特別支援学校や北海道教育委員会が実施している巡回教育相談及び学校訪問事業を活用しながら、関係する福祉・医療機関との連携を深め、継続した特別支援教育の充実に努めてまいります。

重点の6は、「今日的な教育課題に対応する教育の推進」であります。

1点目は、「環境教育の推進・充実」であります。学校における環

境教育を充実させるため、「豊かな環境を守り育てる基本計画」と連携し取組を進めてまいります。すべての小中学校で「学校版厚岸町環境マネジメントシステム」の認定を受け、学校での実践を家庭・地域へ広げていく「発信型・実践型の環境教育」の展開に努めてまいります。また、厚岸の自然環境や施設を活用した教育活動を積極的に推進するとともに、厚岸町環境教育推進委員会との連携の下、小・中・高校にわたる環境教育の充実に努めてまいります。

2点目は、ICT（情報通信技術）教育の推進についてであります。現在各学校では、実物投影機などICTを活用した効果的な教育活動が展開されております。平成28年度に太田小学校・太田中学校に導入した教育用携帯型情報端末（タブレット）については、引き続き実践授業を通して教育効果について検証を進めるとともに、その成果について町内の学校に広く周知してまいります。また、情報技術の進歩に対応した学校教育の充実に向け、教員のICTに関する研修の推進と環境整備に努めてまいります。

3点目は、キャリア教育の充実についてであります。子供たちが将来自立した社会人となるためには、学校と家庭・地域が連携して協力体制を築くことが不可欠であります。地域の人材や町内企業の協力を得ながら、小学校においては施設や職場見学、中学校においては企業説明会や職場体験学習などを通して、望ましい勤労観や職業観の育成を図ってまいります。

4点目は、学校における読書活動の充実であります。読書活動は、言語能力を養い、想像力を高め、豊かな情操を育む重要な教育活動です。子供たちが日ごろから読書に親しむことができるよう情報館と密接に連携を図り、学校図書館の効果的な活用とその役割について検証

を進めてまいります。子供たちには、教科での読書活動の他、読み聞かせや朝読書等を通して読書に親しみを持たせ、読書の習慣化を図ってまいります。

重点の7は、「教育環境の充実及び施設整備」であります。

1点目は、幼児教育についてであります。

幼稚園・保育所と小学校の連携を強化し、児童が急激な環境変化に対応できるよう情報の伝達を密にし個々の状態に応じたきめ細かな教育支援を行います。

また、感染症対策については、幼稚園、保育所及び町内各小中学校を含め町内関係機関と速やかな情報の伝達と共有を図り、適切な対応に努めてまいります。

2点目は、高等学校教育への支援についてであります。卒業生の減少や進路志向の多様化に伴い地元中学校からの志願者が少なくなっておりますが、「厚岸翔洋高等学校」は、当町にとってなくてはならない学校であります。本年度も「高校通学バス定期券購入費助成」を実施し、保護者負担の軽減と入学者確保のための支援を行ってまいります。

また、普通科・海洋資源科の優れた教育活動を町内中学校の教育に生かすとともに、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を通して、厚岸翔洋高等学校の教育活動の理解を深めてまいります。

3点目は、児童生徒への就学支援についてであります。保護者負担軽減費については、教材購入の保護者負担を軽減するため、毎年度、保護者負担軽減費の予算措置を行うとともに、小学校及び中学校入学

の児童生徒に音楽教材を給付しております。平成29年度においては、児童生徒一人あたりの保護者負担軽減費を増額し配当予算へ計上しており、「保護者負担の軽減」に努めます。

また、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助である、要・準要保護児童生徒就学援助費については、その支給費目の一部を増額支給し、支援の充実に努めます。

4点目は、厚岸町立学校適正配置計画についてであります。床潭小学校が平成28年度末をもって閉校し厚岸小学校へ統合となり、平成29年度からは、小学校4校、中学校4校となります。

今後においても、「厚岸町立学校適正配置計画」に基づき、保護者や地域の方々との議論を深め、将来を担う子供たちの教育を最優先に考え町立学校の適正配置に努めてまいります。

5点目は、学校施設の維持管理についてであります。児童生徒にとって学校は、多くの時間を過ごす大切な場所であることから、良好な教育環境を提供するため、継続的に点検を行い適切な施設管理に努めてまいります。本年度は、経年劣化した真龍中学校武道場の柔道用畳を更新し教育環境の整備をしてまいります。

6点目は、教職員住宅についてであります。平成28年度には、教職員に対し住宅に関するアンケート調査を実施し、教職員住宅に対する要望を把握しその必要性について確認したところであります。

今年度も、引き続き住の江地区住宅1戸の改修を進め、他の教職員住宅についても効果的な維持補修を実施し、快適な住環境を提供してまいります。

**第二は、社会教育の推進についてであります。**

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

社会教育は、人々が暮らしの中で学習活動等を通じ地域の絆を強め、活力あるコミュニティーを形成していくことにもつながることから、本年度も社会的・地域的課題に対応した施策を通じ、学習しやすい環境を整えるとともに、地域を担う人材の育成を図るために、厚岸町総合計画を基本とした第8次厚岸町社会教育中期計画に基づき、事業の推進に努めてまいります。

そのための施策について申し上げます。

1点目は、豊かな人間性を培う家庭教育と青少年の健全育成の充実についてであります。子供の健やかな成長には家庭の教育力向上が不可欠です。深刻な社会的問題となっている情報端末機器に対する接し方や、子育てに不安や悩みを抱える親の共通理解を図るためにも、各学校や関係部署との連携により、多くの親が集まる機会に家庭教育学習を実施してまいります。

また、子供が正しい生活習慣を身につけるために最も基本的なことである「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発と社会性や人間性を育むために、通学合宿事業など様々な体験活動を関係機関と連携を図りながら継続実施してまいります。

継続して実施している村山市との「友好都市子供交流事業」については、本年度は村山市において体験活動等を通じた児童の交流事業を実施してまいります。

また、姉妹都市中学生等国際交流事業については、地元高等学校の支援と地域を担うリーダー育成の観点から、中学生のほか厚岸翔洋高

等学校の生徒2名を派遣する実行委員会を支援し、国際感覚を身につけた人材育成と姉妹都市であるオーストラリア・クラレンス市との更なる友好の促進を図ってまいります。

2点目は、ライフスタイルに応じた多様な学習機会と情報提供の充実についてであります。個人の価値観が多様化してきている現在、生涯の趣味や学習方法も多様になり、数多くのサークルや団体による活動が行われていますが、学びは個人の生きがいにつながり、仲間づくり、地域づくりのために有効であります。本年度も、町民の学びの機会を提供するための講座や講演会を実施するとともに、「生涯学習カレンダー」やホームページ等による学習情報の提供に努めてまいります。

また、生涯学習の拠点施設としての機能を併せ持った真龍小学校においては、町内で活動する様々なサークル等の活動場所を提供するとともに、通年で開設する講座を継続実施し、学びの機会拡充と、人材の発掘・育成を図ってまいります。

3点目は、芸術・文化の充実についてであります。芸術・文化は人々の創造性を広げ、生活に潤いを与えるとともに心に豊かさを育みます。本年度も全ての小中学生及び保育所・幼稚園児を対象とした芸術鑑賞の機会を設けるとともに、日頃から文化活動をされている人々の発表の場として町民文化祭を厚岸町文化協会と連携して開催するほか、芸術文化関係団体等への活動の支援を図ってまいります。

4点目は、文化財の保護についてであります。

町内には、国をはじめ、北海道や厚岸町の指定文化財が多数あります。この貴重な文化財を未来に引き継ぐため、継続して文化財パトロール等を実施し、維持管理に努め、また、新たな文化財の情報収集と

調査に努めます。

教育委員会に寄贈された資料の一部は、海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館において展示しています。これら郷土資料の整理・保管・展示を通して、その活用と情報発信に努めながら、円滑な館の運営を目指します。

文化財保護への意識高揚を図るため、企画展や講演会、古文書教室等を開催し、文化財の普及・啓発活動に努めます。

国指定史跡「国泰寺跡」の整備事業については、史跡の整備を推進するため、その保存と教育的・学術的活用に努めます。

北海道指定天然記念物の「床潭沼の緋鮎生息地」については、近年、緋鮎の生息は確認されていませんが、調査の時期や捕獲用具等を検討しながら、生息確認に努めます。

町指定無形文化財の「厚岸かぐら」については、その継承活動への支援とともに、町民芸能発表等に積極的に参加し、歴史・民俗芸能に触れる機会を与えられるよう努めます。また、伝承校である真龍小学校と協力しながら、子供たちの地域の伝統文化に触れる機会の充実を図ります。

厚岸の名前のついた植物である「アッケシソウ」については、隔年で厚岸湖岸の生育分布調査を実施し、現地にてその生育を確認しています。平成28年度に実施した調査では、26年度に確認した分布と大きな変化は見られず、今後も、引き続き、保護・増殖に努め、その活用を図ります。

5点目は、海事記念館事業についてであります。町内児童施設や小中学校、ネイパル厚岸と連携し、漁業・酪農によって発展した町の歴史学習や、プラネタリウムを活用し小中学校の学習指導要領に沿った

天文知識の普及を図ります。

釧路・根室管内の各小中学校へは、海事記念館の利用を促す情報発信とともにコンキリエ等の集客が見込める場所へのパンフレット配布、「海事記念館探検クイズ」や「海の作品展」による海事思想の普及、また、釧路市こども遊学館の協力による「ほしぞら教室」、写真愛好団体による写真展や「海事記念館こどもクラブ」の継続実施及び情報館や水鳥観察館との連携を図り、海事記念館が町民にとって身近なものになるよう努めてまいります。

6点目は、情報館の事業についてであります。開館以来「いつでも」「どこでも」「誰でも」利用できる図書館を目標に掲げ、多くの皆様に利用される情報館を目指してまいりました。いつでも利用できる図書館として、分館の開館日数の拡大に向けて、2年間にわたりゴールデンウィーク・文化の日に開館しモニタリングを行ったところ、多くの利用と更なる継続実施の要望をいただきました。この検証結果を受け今年度よりゴールデンウィーク・文化の日の祝日開館を実施してまいります。

子供の読書活動の更なる推進のため町内の読み聞かせボランティア団体や学校との連携・協力を取りながら、保育所や幼稚園、学校で読み聞かせやブックトークなどの読書案内を継続実施し、学校図書館活性化会議等の機会を通して学校図書館の整備充実を支援してまいります。

また、保健福祉課や社会福祉協議会との連携を密にしながら、乳幼児から高齢者までを対象として「ブックスタート」「絵本のひろば読み聞かせ」「お年寄りのための読み聞かせ」や読書案内を引き続き開催し、町民の生涯にわたる読書環境の整備に努めてまいります。

図書館バスにつきましては、学校や保育所、集会所などの施設をはじめ、遠隔地を巡回し、情報館の各種サービスを継続して提供してまいります。

### 第三は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、爽快感、達成感、他者との連帯感といった精神的な充足をもたらし、体力向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、人生をより豊かで充実したものにしてくれます。明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、心身の健全な発達に必要不可欠なものです。

そのため、町民だれもがそれぞれの体力や年齢、目的に応じ、気軽にスポーツができるよう、各種スポーツ大会や年代別水泳教室を開催し、スポーツの普及と振興に努めてまいります。

1点目は、各種スポーツ団体との連携についてであります。町のスポーツ活動の推進に大きな役割を担っている、厚岸町体育協会、スポーツ推進委員会、厚岸町スポーツ少年団といったスポーツ団体が実施する事業や組織運営の支援を継続するとともに、スポーツ指導者の養成と充実に努めてまいります。

2点目は、海洋スポーツの推進についてであります。海洋センター艇庫周辺の厚岸湖を活用し、小学生から高校生を対象にカヌー体験事業を実施し、海洋センター指導員による操船指導により、安全に配慮した上で、海洋スポーツの楽しさや厚岸町の自然の素晴らしさを感じていただけるよう、海との関わりを深めた体験型スポーツの振興を図ってまいります。

3点目は、スポーツ障害についてであります。スポーツは、健康増

進のためには必要ですが、準備運動不足や過度な練習により健康を阻害することもあります。引き続き指導者養成研修への参加を促すとともに、スポーツ少年団をはじめ関係団体に対してもスポーツ障害への知識と予防に対する認識を広める取組を進めてまいります。

4点目は、スポーツ振興助成についてであります。各種スポーツ団体及び個人の競技力向上を図り、全道大会や全国大会へ出場する際の経費の負担軽減に資するため、平成28年度に交通費及び宿泊費の助成拡充を図ったところですが、利用者からは好評の声も聞かれ、スポーツの振興に大きく寄与していることから、引き続き支援を行ってまいります。

5点目は、B&G財団との連携についてであります。水に関連した活動を行い、体験学習により環境保全や防災について学ぶ「水に賢い子供を育む年間型活動プログラム」を、本年度も厚岸小学校で継続実施するとともに、小学生を対象とした着衣泳授業への指導助言のほか、事業実施に向けた財団との連絡調整等の支援を行ってまいります。

6点目は、社会体育施設の充実についてであります。本町のスポーツの拠点となっております宮園公園体育施設のうち、野球場については、平成28年度のグラウンド地盤一部平坦化及び排水設備の改修に引き続き平成29年度は老朽化した球場内の防護クッションの改修工事を行ってまいります。また、宮園公園子ども広場に設置している遊具について、木部の劣化や金属部の摩耗が目立つ箇所の修繕を行い、安全性の向上と施設の長寿命化を図ってまいります。

また、その他の施設においてもその都度適切な補修を行い、維持管理に努め、多くの皆さまに利用していただけるよう努めてまいります。

以上、平成29年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。教育委員会といたしましては、町長と相互の連携を図りつつ、新たな教育委員会制度によりその役割を担ってまいります。また、町をはじめとして関係機関と連携を深めながら、本町の未来を担う子供たちがたくましく成長していくことができるよう学校教育の充実と、町民が生涯にわたって豊かに学ぶことのできる生涯学習を推進してまいります。町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの、なお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。